

大田区立東蒲小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月策定

令和 8 年 4 月改訂

第 1 基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、絶対に許されない行為である。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

「大田区立東蒲小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 以下「法」という。）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年文部科学大臣決定）、「いじめ総合対策」（令和 3 年都教育委員会第 2 次一部改定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（令和 3 年大田区教育委員会改正）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第 2 条」平成 25 年 9 月）

第 3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、どんな軽微ないじめも見逃さずに的確に認知し、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならない。すべての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業及び全教育活動を通じて、児童がいじめについて考え行動できる主体的な態度を育成する取組を充実するとともに、児童同士の話し合いの中で、多様性や互いのよさを認め合える場面を設定する。また、次の 3 点を中心にいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

- ①どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。
- ②同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。
- ③相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

2 いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校・家庭・地域が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 児童のいじめ解決に向けた行動を促す

学校は、身近にいる大人へのSOSの出し方に関する教育を推進する。また、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、担任教諭一人で抱え込まず、生活指導夕会等での教職員間における情報の共有化や共通認識、及びいじめ対策委員会を核とした学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関（放課後子ども広場、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、警察、民生委員等）との連携を強化し、地域全体でいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。学校は、いじめの被害及び加害の児童双方の保護者に十分な理解と協力を得ながら対応していく。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第4 学校における取組

1 組織等の設置

(1) 学校いじめ対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、月に一回開催する。各学級からの報告をもとにいじめの認知について判断する。

構成は、校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭及び必要に応じて関係する教員を加え、スクールカウンセラーと連携する。

役割としては、いじめの未然防止に向けた情報収集、迅速かつ組織的な対応策の検討、年3回の教員研修の企画実行、児童・保護者へのいじめ防止の啓発、いじめ発生時の保護者・地域・関係諸機関との連携、児童の心のケア等で、いじめの未然防止、早期発見、対応の中心となって活動する。

(2) 学校いじめ調査委員会

重大事態が発生した場合には、その事態に対処すると同時に、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組

織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

2 教育委員会への報告

いじめ防止対策推進法第 23 条第 2 項に基づき、毎月 1 回、生活指導主任会資料によって教育委員会へいじめの認知等について報告する。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許さない」という意識を高める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・学校、家庭において SNS 東京ルールに基づく情報モラル教育を充実させ、クロームブック、スマートフォン、その他のインターネットによるいじめ防止対策を徹底して行う。SNS 東蒲小ルールを毎年度、**代表委員会が中心となり**、こどもと教職員によって改定と見直しを行う。
- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進するとともに、いじめに関する授業を年 3 回以上実施する。
- ・年 3 回のいじめ防止研修の充実等を通して教職員の資質を向上する。
- ・家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう観察に努めると共に、教員相互が積極的に児童の情報交換・共有を行う。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを学校だより、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等で伝え、いじめに関する情報があれば、学校に連絡相談していただくことを依頼する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・**いじめられた児童、いじめた児童、双方の意見を複数の教員で聞き取り、事実確認を訴**

えのあった一両日中に速やか行う。その上で、学校いじめ対策委員会で対応策を検討する。

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・単に謝罪をもって安易にいじめは解消したと判断せず、いじめの行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ解消している状態とはいえないことを踏まえ、被害、加害児童双方の様子を注意深く観察する。

(4) 重大事態への対処

- ・大田区における重大事態の調査に関する指針（令和7年4月改訂）に基づき、適切な対応を行う。
- ・いじめが犯罪行為（暴行、窃盗、脅迫等）として取り扱われるべきと認めるとき、及び児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態発生が確認された場合には直ちに教育委員会や区長に報告する。（いじめ防止対策推進法第30条第一項）
- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。